

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成27年11月12日
【四半期会計期間】	第49期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	EIZO株式会社
【英訳名】	EIZO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	経理部長 兼 IR室長 有生 學
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	経理部長 兼 IR室長 有生 學
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第2四半期 連結累計期間	第49期 第2四半期 連結累計期間	第48期
会計期間	自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	30,437	34,754	72,576
経常利益 (百万円)	1,132	2,409	4,704
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益 (百万円)	815	1,742	3,321
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,930	424	11,382
純資産額 (百万円)	72,481	79,078	79,293
総資産額 (百万円)	96,455	106,477	106,519
1株当たり四半期（当期） 純利益金額 (円)	38.26	81.74	155.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.1	74.3	74.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,108	5,564	1,445
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	613	225	3,426
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	640	639	923
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高 (百万円)	16,717	22,770	18,022

回次	第48期 第2四半期 連結会計期間	第49期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月 1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月 1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.23	23.51

- (注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

#### （1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、欧州では新興国の景気減速の影響を受けたものの、個人消費が底堅く推移したことを背景に景気は緩やかな回復が持続しました。米国では個人消費や民間設備投資が堅調に推移し、拡大基調が続きました。日本経済においては、個人消費が底堅く動き企業収益にも改善が見られたものの、中国を始めとするアジア新興国の景気下振れ懸念等により先行きに不透明感が見られました。

このような状況の下、当社グループは、市場ニーズに対応した製品開発を進めるとともに、ユーザーにとって最適な映像環境ソリューションを追求し、提案してまいりました。

主な取組みとして、特定市場向けにはグラフィックス市場向けの4K対応の24インチモニターや視認性向上機能を強化したセキュリティ用モニターを、ビジネス用途向け（Business&Plus：B&P）には世界初（ ）となる27インチフルフラット・フレームレスデザインのモニターを開発し、当社の強みである高品位・高品質な製品により圧倒的な差別化を図ってまいりました。なお、平成27年10月において、当社はイメーション株式会社よりメディカル市場向けシステムインテグレーション事業を買収し、11月より事業を開始しております。従来モニター事業に加え、新たにシステムインテグレーション事業に取り組むことで、当該分野における強いシナジーを生み出し、当社グループの成長と発展につなげてまいります。

平成27年9月1日現在当社調べ。

当第2四半期連結累計期間における全体の売上高は、34,754百万円（前年同期比14.2%増）となりました。品目別の売上は次のとおりであります。

#### [映像表示システム]

売上高は23,940百万円（前年同期比11.3%増）となりました。

海外においては、B&P市場及びグラフィックス市場向けの販売が堅調に推移しました。国内においても、B&P市場が好調であったことに加え、船舶用や監視用モニター等の産業市場向けの販売が順調に推移したことから、売上高が増加しました。

#### [アミューズメント用モニター]

売上高は7,511百万円（前年同期比32.1%増）となりました。

前年同期に比べ新機種の販売が好調であったことから、売上高が増加しました。

#### [その他]

売上高は3,302百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

これは主に、アミューズメント用ソフトウェア受託開発の売上高が増加したことによりです。

利益面につきましては、映像表示システム及びアミューズメント用モニターの増収効果により、営業利益は1,738百万円（前年同期比65.5%増）となりました。また、前期末に比べ円安ユーロ高が進み為替差益を計上したこと及び有価証券売却益を計上したこと等により、経常利益は2,409百万円（同112.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,742百万円（同113.6%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ4,747百万円増加し、22,770百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは5,564百万円の獲得（前年同期は1,108百万円の使用）となりました。これは主に、法人税等を619百万円支払ったものの、運転資金（売上債権、たな卸資産及び仕入債務の増減額）が4,255百万円減少したことや、税引前・減価償却等前四半期純利益（税金等調整前四半期純利益＋減価償却費＋のれん償却額）を3,383百万円計上したことによります。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは225百万円の使用（前年同期は613百万円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券の売却及び償還により1,406百万円を獲得したものの、有形及び無形固定資産の取得により970百万円、投資有価証券の取得により658百万円を使用したことによります。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは639百万円の使用（前年同期は640百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払いによります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株式の大量取得行為への対応方針を導入しております。

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様が必要十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主に映像表示システム、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

今後とも、これまで培ってきた映像技術を活かし、他社の追隨を許さない魅力的な付加価値を商品に付与してまいります。

また、当社グループの事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも検討します。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ．本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を發動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ．本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ．本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の發動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を發動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の發動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の發動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、2,845百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 流動性及び資金の源泉について

当社グループは、主に最適な研究開発環境の構築や、生産能力増強を目的に設備投資を実施する予定としており、これらの設備資金の需要が発生いたします。また、設備資金を除く当社の主な資金需要は、運転資金や新製品の開発に係る研究開発資金であります。

当該資金は、営業活動で生み出された内部資金で賄う予定であります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	-	22,731,160	-	4,425	-	4,313

(6)【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2-26	794	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	751	3.30
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	744	3.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NV101 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	737	3.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	735	3.23
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲2号)	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	675	2.97
村田 ヒロシ	京都府京都市左京区	670	2.95
株式会社ヒロアキコーポレーション	京都府長岡京市天神2丁目2-26	567	2.50
株式会社ハツキコーポレーション	京都府長岡京市天神2丁目2-26	567	2.50
村田 直樹	東京都渋谷区	480	2.11
計	-	6,725	29.59

(注)1. 上記のほか、自己株式が1,410千株あります。

2. 「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)」及び「三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲2号)」の所有株式数は、各行の信託業務に係るものであります。



(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,410,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,316,300	213,163	-
単元未満株式	普通株式 4,560	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	-	-
総株主の議決権	-	213,163	-

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
EIZO株式会社	石川県白山市 下柏野町153番地	1,410,300	-	1,410,300	6.20
計	-	1,410,300	-	1,410,300	6.20

(注)当第2四半期会計期間末の自己株式数は、1,410,357株であります。

2【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、平成27年10月1日付で、以下のとおり役職の異動を行っております。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員 人事部長	取締役	常務執行役員 総務部長 兼 人事部長	村井 雄一	平成27年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,522	6,770
受取手形及び売掛金	17,502	11,975
有価証券	12,297	16,795
商品及び製品	8,572	10,634
仕掛品	5,187	4,684
原材料及び貯蔵品	11,246	12,807
その他	2,217	2,462
貸倒引当金	118	111
流動資産合計	63,428	66,018
固定資産		
有形固定資産	7,983	8,110
無形固定資産	2,050	1,843
投資その他の資産		
投資有価証券	32,281	29,722
その他	775	783
投資その他の資産合計	33,057	30,506
固定資産合計	43,091	40,459
資産合計	106,519	106,477
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,854	7,481
短期借入金	1,954	2,023
未払法人税等	620	601
賞与引当金	1,216	1,050
ソフトウェア受注損失引当金	36	12
製品保証引当金	1,872	1,922
その他	4,300	3,624
流動負債合計	15,855	16,716
固定負債		
役員退職慰労引当金	101	101
リサイクル費用引当金	1,066	1,022
退職給付に係る負債	2,984	3,043
その他	7,217	6,514
固定負債合計	11,370	10,682
負債合計	27,225	27,398

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	56,075	57,178
自己株式	2,661	2,661
株主資本合計	62,153	63,256
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,357	15,858
為替換算調整勘定	248	384
退職給付に係る調整累計額	465	420
その他の包括利益累計額合計	17,140	15,822
純資産合計	79,293	79,078
負債純資産合計	106,519	106,477

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
売上高	30,437	34,754
売上原価	21,027	24,675
売上総利益	9,409	10,078
販売費及び一般管理費	8,359	8,340
営業利益	1,050	1,738
営業外収益		
受取利息	10	12
受取配当金	156	249
有価証券売却益	-	394
為替差益	-	33
その他	14	26
営業外収益合計	181	717
営業外費用		
支払利息	-	0
売上割引	35	40
為替差損	62	-
その他	1	4
営業外費用合計	99	46
経常利益	1,132	2,409
税金等調整前四半期純利益	1,132	2,409
法人税、住民税及び事業税	178	658
法人税等調整額	138	8
法人税等合計	316	667
四半期純利益	815	1,742
親会社株主に帰属する四半期純利益	815	1,742

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
四半期純利益	815	1,742
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,021	1,499
為替換算調整勘定	54	135
退職給付に係る調整額	38	45
その他の包括利益合計	3,115	1,318
四半期包括利益	3,930	424
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,930	424
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,132	2,409
減価償却費	840	868
のれん償却額	107	104
引当金の増減額(は減少)	190	217
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	116	94
支払利息	-	0
有価証券売却損益(は益)	-	394
売上債権の増減額(は増加)	3,581	5,644
たな卸資産の増減額(は増加)	4,782	2,923
仕入債務の増減額(は減少)	787	1,534
その他	1,032	1,199
小計	562	5,922
利息及び配当金の受取額	167	262
利息の支払額	-	0
法人税等の支払額	1,838	619
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,108</b>	<b>5,564</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	791	970
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	35	658
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	3	1,406
その他	209	2
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>613</b>	<b>225</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	640	639
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>640</b>	<b>639</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	48
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,362	4,747
現金及び現金同等物の期首残高	19,080	18,022
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,717	22,770

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
給与、賞与及び諸手当	2,286百万円	2,448百万円
研究開発費	2,837	2,608

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	7,317百万円	6,770百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100	-
有価証券	9,500	16,000
現金及び現金同等物	16,717	22,770



(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5月20日 取締役会	普通株式	639百万円	30円	平成26年3月31日	平成26年 6月 2日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	639百万円	30円	平成26年9月30日	平成26年11月28日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 5月19日 取締役会	普通株式	639百万円	30円	平成27年3月31日	平成27年 6月 1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	746百万円	35円	平成27年9月30日	平成27年11月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

(金融商品関係)

金融商品の当第2四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券は事業の運営における重要性が低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	38円26銭	81円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	815	1,742
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	815	1,742
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,320	21,320

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

(剰余金の配当)

平成27年10月30日開催の取締役会において、平成27年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)に関し、以下のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額 746百万円
- (2) 1株当たりの金額 35円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年11月30日

(注) 平成27年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月10日

EIZO株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているEIZO株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。